

熊本県公報

号外 第49号の2
平成17年10月7日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○補欠選挙を行う事由が生じた旨の告示.....	(選挙管理委員会) 1
○熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における署名運動の禁止の告示.....	(") 1
○直接連署基準数.....	(") 1
○ "	(") 1
○熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙に係る立候補手続等説明会((") 2

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第64号

平成17年9月29日熊本県議会議長から熊本県議会議員玉名市選挙区選出議員に欠員が生じた旨の通知を受けたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定に該当し補欠選挙を行うべき事由が生じたから、同法第199条の5第4項第6号の規定に基づき告示する。

平成17年10月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会告示第65号

熊本県玉名市の区域において、熊本県議会議員の補欠選挙が執行されることになったため、本告示の日の翌日から平成17年11月13日までの間、当該選挙が行われる区域内においては、地方自治法(昭和23年法律第67号)第5章に規定するすべての直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の解職の請求のための署名を求めることができない。

平成17年10月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年10月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その総数の50分の1	29,920
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	315,999
その総数の3分の1	498,664

熊本県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数(40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成17年10月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	154,334
八代市選挙区	28,167
人吉市選挙区	9,961
荒尾市選挙区	15,654
水俣市選挙区	8,089
玉名市選挙区	12,066
本渡市選挙区	10,552
山鹿市選挙区	8,828
牛深市選挙区	4,906
菊池市選挙区	7,276
宇土市選挙区	10,214
宇土郡選挙区	5,503
下益城郡選挙区	22,930
玉名郡選挙区	20,516
鹿本郡選挙区	15,735
菊池郡選挙区	36,036
阿蘇郡選挙区	21,044
上益城郡選挙区	23,822
八代郡選挙区	13,248
芦北郡選挙区	7,549
球磨郡選挙区	17,541
天草郡上島選挙区	14,276
天草郡下島選挙区	9,423

熊本県選挙管理委員会公告第2号

熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における立候補手続き等について、次のとおり説明会を行います。

平成17年10月7日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 日 時 平成17年10月19日(水)14時から
- 2 場 所 熊本県有明保健所2階会議室 熊本県玉名市岩崎1004-1
- 3 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村総室選挙班)
(電話 096-381-8015)